

退職手当の計算方法

昨年12月、国家公務員退職手当法及び給与法が可決・成立し国家公務員の退職金が引き下げになりました。各県でも条例が改正され、昨年度の退職者から退職手当の引き下げが行われた県もありました。岩手県では座り込み支援やイエローカード、レッドカード等のとりくみにより、昨年度退職者の引き下げは阻止しましたが、今年度の退職者から引き下げとなっています。

退職手当支給率割合表

(2018年4月～)

勤続年数	自己都合 任期付任用教職員 その他	定年退職 勸奨退職
6月未満	0.000000	0.837000
1年未満	0.502200	0.837000
1	0.502200	0.837000
2	1.004400	1.674000
3	1.506600	2.511000
4	2.008800	3.348000
5	2.511000	4.185000
6	3.013200	5.022000
7	3.515400	5.859000
8	4.017600	6.696000
9	4.519800	7.533000
10	5.022000	8.370000
11	7.432560	11.613375
12	8.169120	12.764250
13	8.905680	13.915125
14	9.642240	15.066000
15	10.378800	16.216875
16	12.881430	17.890875
17	14.086710	19.564875
18	15.291990	21.238875
19	16.497270	22.912875
20	19.669500	24.586875
21	21.343500	26.260875
22	23.017500	27.934875
23	24.691500	29.608875
24	26.365500	31.282875
25	28.039500	33.270750
26	29.378700	34.777350
27	30.717900	36.283950
28	32.057100	37.790550
29	33.396300	39.297150
30	34.735500	40.803750
31	35.739900	42.310350
32	36.744300	43.816950
33	37.748700	45.323550
34	38.753100	46.830150
35	39.757500	47.709000
36	40.761900	47.709000
37	41.766300	47.709000
38	42.770700	47.709000
39	43.775100	47.709000
40	44.779500	47.709000
41	45.783900	47.709000
42	46.788300	47.709000
43	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000

退職手当の算定方法

退職手当額 = ①退職時月例給 × ②支給率 + ③調整額 (在職区分の調整月額 × 60月)

①退職時の給料月額 + 教職調整額 4% (特別支援の場合は + 給料の調整額)

(50歳以上で勤続期間25年以上で定年に達する日から6月前までに勸奨退職した場合は、年齢毎に給料の月額に係る割増率があります。)

②退職時の勤続年数に対応した支給率 (勤続35年以上の場合47.709)

昨年度末の見直しでここが引き下げになりました。(昨年度までは49.59)

③職種や職務の等級で異なる (教育職 2級は27,100 × 60月)

例：高校教諭2-137、36年勤続の場合

417,500(給料月額) × 1.04 (教職調整額) × 47.709 (支給率) + 1,626,000 (調整額) = 22,341,247 (ここから所得税や住民税等が控除になる。手取りは約22,000,000円)

退職手当の算定に係る調整額について、岩手県の教育職は、他県や多職種に比べて低く抑えられていることから、高教組と岩教組は、不均衡を是正するように求めており、これからの交渉の大きなとりくみになります。

調整額は下の区分に該当する金額 × 60月

	金額	行政職	教育職
第1号区分	70,400	10級	
第2号区分	65,000	9級	
第3号区分	59,550	8級	4級 (校長)
第4号区分	54,150	7級	4級
第5号区分	43,350	6級	4級
第6号区分	32,500	5級	3級 (副校長)
第7号区分	27,100	4級	2級 (教諭) 特 2級 (指導教諭) 3級
第8号区分	21,700	3級	1級 (実習教諭・寄宿舍指導員) 2級
第9号区分	0		

他県では教育職 2級が第5号区分に該当している例があります。これまでの第7号区分との差 (43,350 - 27,100 = 16,250 × 60 = 975,000) を是正することができれば、退職手当約780,000円引き下げ分のマイナスをおさえることができます。